

21—00 P U D T

方式違反の調査要領

1. 基本的考え方

本案審理の前には、審判請求の方式が適法か否かを審理しなければならない。

審判事件（特許の前置審査に係るものを除く）、特許（商標登録）異議の申立て、判定事件の方式についての権限は、審判長にあり（特 § 133）、この権限の下、審判書記官による方式調査、合議体による審理がされる。

なお、特許の前置審査に係る審判事件の方式についての権限は、特許庁長官にある。

方式についての審理に当たっては、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書、判定請求書が、特 § 131①、特 § 115①、実 § 38①、意 § 52、商 § 43 の 4①、§ 56①、§ 68④に規定する形式的記載要件を具備しているか否かを調査する。調査項目は以下のとおりであり、その際に職権調査（→36—01 の 3.）事項である請求要件その他についても調査を行う。

「請求の趣旨及びその理由」も方式要件（特 § 131①三）であり、これが適切でない、本案審理に支障を生じることがあるので、十分確認する。

2. 当事者系審判

(1) 審判請求の方式（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

請求人、被請求人、法人又は法人でない社団などにあつては代表者（請求人のみ。ただし、代理人による手続の場合は記載不要。）、法定代理人（→23—01）、委任による代理人（→23—02）、審判事件の表示、請求の趣旨及び理由などの記載、請求の対象物（産業財産権）の確定（特許番号、登録番号）、手数料の納付（特許印紙貼付など）があるか、など

(2) 理由と証拠との関係

理由と証拠との関係（特 131②）が適切に記載されているか。

(3) 当事者の確認

実在するか、真実の当事者と一致するか、委任状、登録原簿などとの照合

- (4) 手続をする能力（→22—01 の 6.）の有無（特 § 6～8）
- (5) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（§ 10 を除く）、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）
- (6) 当事者適格の有無（→22—01 の 7.）、必要的共同審判（→22—03）請求であるか（特 § 132②、③及び④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）
- (7) 請求が法定期間内にされているか（特 § 126、§ 173①、②、④、実 § 45、意 § 58 ①、商 § 47、§ 52、§ 53③、§ 53 の 3、§ 61）
- (8) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が被請求人の数に審理用の 1 通を加えた数だけあるか、特に訂正審判、無効審判における訂正した明細書及び特許請求の範囲の双方の全文（全文訂正明細書等）又は図面の有無（特 § 131④）
- (9) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、証拠保全事件の番号の表示の有無（特施規 § 46②、民訴規 § 54）。

3. 査定系審判

- (1) 審判請求の方式（特 § 131①、意 § 52、商 § 56①）

請求の対象物が出願である点、被請求人が存在しない点、法人でない社団などは請求人となり得ない点を除き、上記 2. (1)と同様。

- (2) 請求人の記載と委任状、出願書類、申請人登録情報などとの照合
- (3) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（§ 10 を除く）、意 § 68②、商 § 77②）
- (4) 当事者適格の有無、「拒絶査定を受けた者」である出願人（又は、その承継人）全員が共同して審判を請求しているか（特 § 121①、§ 132③、意 § 46①、§ 47①、§ 52、商 § 44①、§ 45①、§ 56①）。
- (5) 請求が法定期間内にされているか（特 § 121、§ 173①、②、④、意 § 46、§ 47、§ 58、商 § 44、§ 45、§ 61）。
- (6) 必要添付書類（→21—01）の有無。

4. 特許（商標登録）異議の申立て

- (1) 申立書の方式（特 § 115①、商 § 43 の 4①、§ 68④）

上記 2. (1)と同様。

- (2) 代理権の有無及びその範囲（特 § 7～14（§ 10 を除く））
- (3) 申立てが、法定期間内にされているか（特 § 113①、商 § 43 の 2）
- (4) 必要添付書類（→21—01）の有無、副本が権利者の数に審理用の 1 通を加えた数だけあるかなど。

5. 判定

特 § 71③で、特 § 131 等を準用しており、上記 2. と同様。

（改訂 R2. 12）

21—01 P U D T

**審判請求書等に添付すべき必要添付書類
(委任状など)****1. 審判請求書**

審判請求書に添付すべき書面は以下のとおり（法令条文順）

- (1) 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものが手続をするとき（特 § 6、実 § 2 の 4、意 § 68②、商 § 77②）

審判請求書に代表者又は管理人の氏名を表示する必要があるが、手続の簡素化に伴い、代表者又は管理人の資格を証明する書面は、原則として求めない。

- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人などが手続をするとき

法定代理権を証明する書面、後見監督人の同意書、保佐人の同意書（特 § 7、特施規 § 6、実 § 2 の 5②、実施規 § 23①、意 § 68②、意施規 § 19①、商 § 77②、商施規 § 22①）。

- (3) 委任による代理人が手続をするとき

代理権を証明する書面（特 § 8、§ 9、特施規 § 4 の 3①、実 § 2 の 5②、実施規 § 23①、意 § 68②、意施規 § 19①、商 § 77②、商施規 § 22①）。

- (4) 2人以上が共同して手続をする場合であって、その代表者を選定したときは当該事実を証明する書面（特 § 14、特施規 § 8、実 § 2 の 5②、実施規 § 23①、意 § 68②、意施規 § 19①、商 § 77②、商施規 § 22①）。

- (5) 特許を受ける権利の承継人が手続をするとき

名義変更届に権利の移転を証明する書面、共有に係るときは他の共有者の同意書（特 § 33、§ 34④及び⑤、特施規 § 5、§ 12、意 § 15②、意施規 § 19①、商 § 13②、商施規 § 22①）。

- (6) 訂正審判を請求するとき（注）

ア 専用実施権者、質権者、職務発明による通常実施権者、許諾による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾書（特 § 127、特施規 § 6）。

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面（特 § 131④）

（注） 無効審判及び特許異議の申立ての途中で行われる訂正請求についても同様に、これらの書類の添付が必要である。

(7) 委任状、国籍証明書その他の書面であって外国語で書いてあるとき

その翻訳文（特施規 § 2、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

(8) 相手方に送付するため及び審理用に必要な数の請求書の副本（特施規 § 4、 § 50 の4、実施規 § 23①⑩、意施規 § 19①⑧、商施規 § 22①⑥）

(9) 証拠説明書（特施規 50③，実施規 23⑩，意施規 19⑧，商施規 22⑥）

（文書の記載から、文書の標目、作成者及び立証趣旨が明らかな場合を除く。）

2. 特許（商標登録）異議申立書

特許（商標登録）異議申立書についても審判請求書に準ずる（→66—03、67—03）。

（改訂 H27.2）

21—02 P U D T

補正命令及び審尋

1. 21—00 により審判請求書などの方式を調査した結果、方式上の不備を発見したときは、原則として補正命令又は審尋を行う。

(1) 補正命令（特 § 17③、§ 133①、②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

特許庁長官又は審判長がする命令であって、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の方式上の不備（記載事項欠落、不明確、手数料未納（不足）等）の補正を命じるときに行う。

特許出願の拒絶査定不服審判における補正命令は、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされた審判事件については特 § 162 の前置審査が解除されるまでは特許庁長官が行い、解除後及びそれ以外の事件については審判長が行う。

(2) 審尋（特 § 134④、実 § 39④、意 § 52、§ 68②、商 § 56①、§ 68④、§ 77②）

審判長がするものであって、請求の適法要件について事実関係を明らかにさせるため、事実関係は明らかであるが請求書などの表示を正確にさせるため、又は本案審理に入った後に事実関係を明らかにさせる必要が生じたときなどに行う（→37—02）。審尋によっても補正等がされず不備が解消しないときは、(1)の補正命令を行う。

2. 方式上の不備に対して補正命令又は審尋を行う前に、審判書記官又は審判官からの連絡により、手続者が自発的に補正し、その補正により方式上の不備が解消されるときは、当該手続補正書を受理し、補正命令又は審尋を行わない。

3. 方式上の不備が明らかな誤記又は軽微な誤り（例えば、「東京市千代田区・ ・ ・」、「株式会会〇〇〇〇」など。）であって、職権で訂正しても書類の趣旨が変わらないときは、補正命令又は審尋をすることなく、審判書記官は職権で書類の訂正を

することができる。なお、職権で訂正するときは、電話・ファクシミリ・電子メールなどにより事前に手続者の了解を得る。

4. 無効、取消などの審判及び特許（商標登録）異議の申立てにおいて補正命令又は審尋を行うときは、請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本の相手方への送達（送付）は、原則としてこれを見合わせ、手続補正書により適法に補正されたのちに副本送達（送付）をする。

5. 合議体が、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものであると判断したときは、補正命令又は審尋を行うことなく、直ちに当該審判請求を審決をもって却下する（特 § 135、→22—01 の 8. (2)、61—04 の 3. など）。

(改訂 R2. 12)

21—03 P U D T

補正命令をすべき類型

1. 審判長は、請求書（申立書）が以下に該当するときは、相当の期間を指定して請求人（申立人）に対して補正を命じる。

(1) 請求書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、§ 68②、商 § 56①、§ 77②）

ア 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 審判事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

(2) 特許（商標登録）異議申立書に記載すべき次の事項に不備があるとき（特 § 120 の 8①、商 § 43 の 15①）

ア 特許（商標登録）異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

ウ 特許（商標登録）異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(3) 訂正審判（特 § 126①、旧実 § 39①）又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおける訂正（特 § 134 の 2①、特 § 120 の 5②）を請求するときにおいて、次に掲げるとき

ア 請求の趣旨及びその理由が記載要件（特 § 131③）を満たさないとき

イ 訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しないとき

2. 審判長は、1. のときを除き、審判の手續が以下に該当するときは、相当の期間を指定して、手續者に対し、補正を命じる。（特 § 133②、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、商 § 43 の 15①）

(1) 手續が特 § 7①～③に違反しているとき（例：未成年者が法定代理人によらず手續しているとき）

(2) 手續が特 § 9 に違反しているとき（例：拒絶査定不服審判の請求に係る委任が確認されていない代理人による拒絶査定不服審判の請求）

(3) 手続が法令で定める方式に違反しているとき

(4) 納付すべき手数料を納付しないとき

(注) 特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされたものについて、方式違反があったときは、審判請求書が記載要件を満たさないときも含めて、特許庁長官は特 § 17③の補正命令を行う。

3. 補正命令の具体的事例

(1) 補正命令の対象となり得る補正事項は、以下のとおり、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の記載を見て分かる範囲である。

(2) 当事者系審判

ア 当事者（請求人、被請求人）

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 法人又は法人でない社団などにあつては代表者の記載のないとき（請求人のみ。代理人により手続をしたときを除く。）

(エ) 外国人であつて国籍・地域の記載がないとき（請求人のみ。その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい。）

イ 代理人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 特許業務法人などにあつては代表者の記載のないとき

ウ 事件の表示

(ア) 記載はないが、書類全体から特許（登録）番号を特定することができるとき

(イ) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 請求の趣旨

(ア) 記載がないとき

(イ) 記載はあるが、正確でないとき

オ 請求の理由（無効審判を除く）

記載がないとき

カ 手数料（特許印紙貼付）

- （ア）法定の手数料を納付しないとき
- （イ）法定の手数料に満たないとき

キ 訂正審判又は訂正請求

- （ア）請求の趣旨及びその理由が記載要件（特 § 131③）を満たさないとき
- （イ）訂正した明細書及び特許請求の範囲の添付がないとき
- （ウ）訂正した図面の添付がないとき

(3) 査定系審判

ア 請求人

- （ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）
- （イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
- （ウ）法人にあっては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）
- （エ）外国人にあっては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるとき又は識別番号を記載して住所を省略したときは記載しなくともよい）

イ 代理人

- （ア）住所又は居所の記載のないとき（識別番号を記載したときを除く）
- （イ）識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載はないが、書類全体から特定することができるとき
- （ウ）特許業務法人などにあっては代表者の記載のないとき

ウ 事件の表示

- （ア）記載はないが、書類全体から出願番号を特定することができるとき
- （イ）記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 請求の趣旨

- （ア）記載がないとき
- （イ）記載はあるが、正確でないとき

オ 請求の理由

- （ア）記載がないとき

(イ) 記載はあるが、具体的に記載されていないとき

カ 手数料（特許印紙貼付）

(ア) 法定の手数料を納付しないとき

(イ) 法定の手数料に満たないとき

キ 手続補正書

手続補正書が証拠物件として提出されたとき（平 26（行ケ）10158 号）

(4) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許（商標登録）異議申立人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 法人又は法人でない社団などにあつては代表者の記載のないとき（代理人により手続をしたときを除く）

(エ) 外国人にあつては国籍・地域の記載のないとき（その国籍・地域が住所に記載した国・地域と同一であるときは記載しなくともよい）

イ 代理人

(ア) 住所（居所）の記載のないとき

(イ) 氏名（名称）の記載はないが、書類全体から特定することができるとき

(ウ) 特許業務法人などにあつては代表者の記載のないとき

ウ 特許（商標登録）異議の申立てに係る特許（商標登録）の表示

(ア) 記載はないが、書類全体から登録番号（特許番号）を特定することができる
とき

(イ) 記載はあるが、事件の表示として判読できないとき

エ 手数料（特許印紙貼付）

(ア) 法定の手数料を納付しないとき

(イ) 法定の手数料に満たないとき

審判手続における却下処分等の規定及び不服申立について一覧表

指令	指令の内容		条文根拠	不服申立
長官	前置	方式不備	特 § 17③⇒特 § 18① (手続却下)	行政
			特 § 17③⇒特 § 18② (出願却下)	
	手続	不適法手続 補正不可	特 § 18 の 2②⇒特 § 18 の 2① (手続却下)	政
審判	その他の手続	方式不備	特 § 133②⇒特 § 133③ (手続却下)	不服
		不適法手続 補正不可	特 § 133 の 2②⇒ 特 § 133 の 2① (手続却下)	
長官	請求	請求書の 特 § 131 不備	特 § 133①⇒特 § 133③ (請求書却下) (注 1)	東京的 高等 裁判所 裁 判 所
		請求書の 手数料又は 添付書類等不備	特 § 133②⇒特 § 133③ (請求書却下) (注 1)	
	手続	不適法審判請求 補正不可	特 § 135 (請求却下) (注 2)	

(注1)

平成24年4月1日以降の訂正請求（特§134の2①、特§120の5②）に係る訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄（特§178①）。

(注2)

特許（商標登録）異議の申立ての却下の決定に対する不服申立ては不可（特§120の8②→特§114⑤、商§43の15②→商§43の3⑤）。

(改訂 R2.12)

21—03.1 P U D T

審判請求書の「請求の理由」欄の記載

審判請求の理由を記載することは、特 § 131①三、実 § 38①三、意 § 52、商 § 56①の規定によって義務づけられている。

1. 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

審判請求の理由は、前置審査及び審判での審理において、審査官及び審判官が請求人の主張を迅速かつ的確に把握する上で重要であることから、審判請求時において審判請求の理由を実質的な内容をもって明確に記載することが必要である（東高判昭 63.10.11（昭 61（行ケ）96号）、最二小判平 1.4.14（平 1（行ツ）7号））、東高判平 11.11.9（平 10（行ケ）312号））。

審判請求書の「請求の理由」欄に実質的理由が記載されていないときには、特 § 131①三、意 § 52、商 § 56①の規定に違反するものとして、特 § 133①、意 § 52、商 § 56①（又は特 § 17③、意 § 68、商 § 77②）の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特 § 133③、意 § 52、商 § 56①（又は特 § 18①、意 § 68②、商 § 77②）の規定により決定をもって審判請求書を却下（又は請求手続を却下）する（→61—04）。

また、訂正審判請求書の「請求の理由」欄の記載が、その記載要件（特 § 131③、特施規 § 46 の 3②）を満たさないときにも、審判長は特 § 133①の規定により補正を命じ、指定期間内に補正がされないときには、特 § 133③の規定により決定をもって訂正審判請求書を却下する。

特に、特許出願の拒絶査定不服審判事件については、次のとおりである。

(1) 手続の内容

ア 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が行われたものについては、特 § 17③により長官名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同 § 18①の規定により

請求手続を却下とする。

イ ア以外については、特 § 133①の規定により審判長名による「手続補正指令書（方式）」を通知し、該命令の指定期間内に補正がされていないときには、同 § 133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下する。

(2) 補正命令の基準

ア 「詳細な理由は追って補充する」等のように、後日補充する旨の意思のみが記述されているもの。

イ 「原査定は不服である」等のように、原査定の結論自体を承服できないとする旨の意思のみが記述されていて、具体的に承服できない点が記述されていないもの。

ウ 原査定に至った経過のみが記述されているもの。

エ ア～ウの組み合わせに相当するもののみが記述されているもの。

2. 無効審判（→51—04）

（改訂 H27.2）

21—03.3 T

商標の無効・取消審判において「請求の趣旨」欄に「類似する商品」等の表示がある場合の取扱い

1. 基本的な考え方

商標登録の取消審判又は無効審判の請求に際し、指定商品又は指定役務の一部について審判を請求するとき、審判請求書の「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等（注）の表示を記載して、取消し又は無効を求める事案がある。

審判請求書の「請求の趣旨」は、請求人が記載するものであって、当該記載に基づいて審判請求の審理の対象となる範囲が決められるものであるが、「類似する商品」等の表示は、一部取消し又は一部無効となって事件が確定したとき、登録商標の効力の及ぶ指定商品又は指定役務の範囲があいまいとなることから、原則として認めない。

したがって、「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等の表示のある審判請求書については、以下のとおり取り扱う。

（注）ここでいう「類似する商品」等の表示には、例えば、「類似する役務」、「類似商品」及び「類似役務」等の表示が含まれる。以下同じ。

2. 対応方法

(1) 手続補正命令

ア 審判請求書の「請求の趣旨」に「類似する商品」等の表示があるときは、方式調査の段階で、商 § 56①で準用する特 § 131①に違反するものとして、補正命令を行う。

イ 当該補正命令は、請求人に対し、「類似する商品」等の表示を要旨変更とされない範囲で明確な表示に補正するか、又は、不要な場合は当該表示を削除するか、若しくは、記載された「請求の趣旨」の客観的明確性についての釈明を求める。

ウ 請求人が、補正命令に対して何も応答しなかったときは、審判長は、商 § 56①の規定で準用する特 § 133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下することができる。

(2) 審尋

ア (1)の手続補正命令に対し、「請求の趣旨」の補正又は釈明等により何らかの応答があったときは、合議体は、「請求の趣旨」の明確性についての実質的な判断を行う。

イ 合議体は、必要に応じて商 § 56①で準用する特 § 134④に基づき、審判長による審尋によって、請求人に対し、「請求の趣旨」の明確性についての釈明を求める。

ウ 合議体が「請求の趣旨」が補正又は釈明によって明確になったと認めたときは、商標登録原簿の予告登録の更正を行った上で、審判請求書の副本を相手方に送達する。

エ 請求人から審尋に対する応答がなく、合議体が依然として「請求の趣旨」の記載が不明確であると認めたときは、商 § 56①で準用する特 § 133③により、当該審判請求書を決定をもって却下する。

(参考裁判例)

1. 知財高判平 19. 6. 27 (平 19 (行ケ) 10084 号)
2. 知財高判平 19. 10. 31 (平 19 (行ケ) 10158 号)
3. 知財高判平 19. 11. 28 (平 19 (行ケ) 10172 号)

(改訂 H27. 2)

21—05 P U D T

出願番号又は登録番号の表示に誤りがある場合の取扱い

出願番号又は登録番号（特許番号等）の表示に誤りがあるときについては、審判長は、原則として、審尋等により請求人などの意思を確認し、以下のいずれかの方法をとる。

また、書類全体を総合的に判断し、誤記が推認されるときは補正命令（特 § 133①、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）をする。

1. 補正書の提出があった場合

(1) 補正が認められないとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りを補正することが請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更する（→ 30—01）こととなるときは審決・決定をもってその請求・申立てを却下する（特 § 135、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）。

(2) 補正が認められるとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りが単なる誤記であるときのように、その誤りを補正することが、請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更するものでないとき、その補正を認める。

2. 回答がない場合

審尋等に対し、請求人などから、何ら回答がないとき、又は、補正書の提出がないときは、その請求・申立ては審決・決定をもって却下する（特 § 135、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）。

(改訂 H27. 2)

21—06 P U D T

理由補充の取扱い

1. 審判、再審、判定の請求においては、当事者は、その主張の理由を明らかにしなければならない（特 § 17①、§ 71③、§ 131①②、特施規 § 46、§ 46 の 3、実 § 38①②、意 § 25③、§ 52、§ 60 の 3、意施規 § 14、§ 19⑧、商 § 28③、§ 56①、§ 68④、§ 68 の 40①、商施規 § 14、§ 22⑥）（→51—07、58—01、70—00）。

特許（商標登録）異議の申立てにおいては、申立ての理由を記載しなければならない（特 § 115①、特施規 § 45 の 2、商 § 43 の 4①、§ 68④、商施規 § 12）（→66—03、67—03）。

2. 審判等の種類によって請求の理由の補正に制限がある。

(1) 無効審判を除く特許、意匠、商標の審判

無効審判を除く特許、意匠、商標の審判の請求については、審理の終結までは請求の趣旨を変更しない限り最初に申し立てた理由の一部又は全部を補正し、さらに新しい理由を補充することができる（しかし、遅れた理由補充は審理の迅速化の観点からは好ましくない。）（特 § 131 の 2①ただし書一、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→61—04 の 4.）。

(2) 無効審判

無効審判については、原則として、請求の理由の要旨を変更する補正はできない（特 § 131 の 2①、実 § 38 の 2、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）が、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可されるときがある（特 § 131 の 2①ただし書二、実 § 38 の 2、平 23 附 § 19②旧実 § 41、意 § 52）（→30—01 の 1.、51—08、51—15）。

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

特許（商標登録）異議申立書の補正期間内であれば、申立ての理由等の補正（変更・追加など）が可能である（特 § 115②、商 § 43 の 4②③、§ 68④）（→66—03、

67—04)。

特許：特許掲載公報の発行の日から 6 月を経過するとき又は特 § 120 の 5①の規定による通知のある時のいずれか早い時まで

商標：商標掲載公報の発行の日から 2 月経過後 30 日（期間延長：国内居住者（標準）15 日、在外者 60 日）を経過するまで

3. 審理の終結の通知後、理由補充のための補正書が提出されたときは、その内容により審理再開の必要があるか否かを検討し、その必要があるときは審理を再開する（→42—00）が、その必要がないと認められるときは記録に連続しておく。
4. 審決の謄本送達後に提出された補正書及び判定の審理が終わったのちに提出された補正書は手続を却下する（特 § 18 の 2、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

（改訂 H27. 2）

21—08 P U D T

不適法な手続の却下

1. 審判請求書及び特許（商標登録）異議申立書以外の中間書類が以下に掲げる事項に該当するときは、却下理由を通知し、弁明書提出の機会を与えた上で、手続を却下する（特 § 18 の 2、 § 133 の 2、実 § 2 の 5②、 § 41、意 § 52、 § 68②、商 § 56①、 § 68④、 § 77②）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき
 - (2) 手続をする者の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載されていない書面（刊行物等提出書を除く。）をもって手続をしたとき（手続書面全体から手続者の氏名（名称）を特定することができることを除く。）
 - (3) 審決又は請求書の却下の決定の謄本送達後に意見書、答弁書などの書類を提出したとき
 - (4) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき（特 § 4、 § 5、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）
 - (5) 手続が以下に該当するとき。
 - ア 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除く。）若しくは添付すべき書面（物件）が添付されていないとき
 - イ 物件提出書に物件が添付されていないとき
 - ウ 代表者選定届に何人が代表者となったのかの記載がないとき
 - エ 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき
 - オ 代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき
 - カ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき

なお、上記ウ～カの届について添付された証明書などから届出の内容を特定することができるときは手続を却下しない。

キ 手続補正書に補正の内容の記載がないとき、若しくは添付すべき書面が添付されていないとき

ク 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき

ケ 意匠の特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき

コ 微生物の寄託についての受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき

(6) 日本語で書かれていない書面によって手続したとき（特施規 § 2①）

(7) 在外者が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続をしたとき（特 § 8①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）

(8) 手続をする者が請求書、特許（商標登録）異議申立書などに記載された者と相違するとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかなきを除く。）

(9) 手数料の補正をする場合において、以下に該当するとき

ア 予納を利用する場合

(ア) 予納台帳番号が記載されていないとき

(イ) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施規 § 41 の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき

(ウ) 予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充当が全くできないとき

イ 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき

ウ 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しないとき又は使用（返還）済みのとき

エ 口座振替により納付する場合

(ア) 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき

(イ) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施規 § 41 の規定による代理人届が提出された者を

含む。) でないとき

(ウ) 預金口座又は預金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき
オ 指定立替納付者により納付する場合

(ア) 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき

(イ) クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されてい
ないとき

(10) 手続をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に手続をしたとき

(11) 査定系（訂正審判を含む。）事件において、参加申請書の提出があったとき

(12) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき
（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。）

(13) 請求又は特許（商標登録）異議の申立てが取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は審決若しくは決定が確定した後に手続をしたとき（審決が確定した後の商 § 68 の 40②の規定の設定登録料の納付と同時の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正を除く。）

(14) 共同でしなければならない手続において、請求人全員でしていないとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）

(15) 特許出願の拒絶査定不服審判の請求と同時に提出された手続補正書（願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の補正を目的としたものに限る。誤訳訂正も含む。）において、その審判請求が取下げられたとき又は審決により却下されたとき（ただし、その出願に係属中の他の拒絶査定不服審判請求があるとき）（特 § 17 の 2①四）

（改訂 R1.6）

21—09 P

特許の審判の請求の手数料

1. 特許の審判請求の手数料は、以下に示す請求項の数に基づいて徴収する。
 - (1) 拒絶査定不服審判（特 § 121①）においては、審判の請求の時点における特許請求の範囲（審判の請求と同時にした補正後の特許請求の範囲を含む。）に記載された請求項の数。
 - (2) 無効審判（特 § 123①）においては、審判の請求に係る請求項の数。
 - (3) 訂正審判（特 § 126①）においては、審判の請求に係る請求項の数。すなわち、特許権全体を訂正するときは、審判の請求の際、特許登録原簿に記録されている請求項の数。請求項ごとに訂正するときは、訂正の対象となる請求項の数（→ 38—06）。

2. 拒絶査定不服審判の請求と同時の補正により、既に納付されている出願審査請求の手数料の基礎となった請求項の数よりも審判請求時の請求項の数が増加し、出願審査請求の手数料が不足するときは、これを徴収する。

ただし、請求項数を増加する補正は、本案審理において、不適法とされることが多いことに留意する。

3. 拒絶査定不服審判の請求の後の補正により請求項の数が増加したときは、審判請求の手数料、出願審査請求の手数料を徴収する。

ただし、数回にわたり請求項の数が増減するときであって既に納付されている請求項の数以内の増減については徴収しない。

4. 上記 1. ～ 3. に該当する手数料が不足するときは、手数料の補正を命じ、追納させる。

	命令権者	納付すべき者	納付がないときの処分
1. (1)に該当し、請求と同時の補正あり	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	審判請求手続の却下 処分 (特 § 18①)
1. (1)に該当し、請求と同時の補正なし	審判長 (特 § 133②)	請求人 (出願人)	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)
1. (2)、(3)に該当	審判長 (特 § 133②)	請求人	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)
2. に該当 (手続補正書に係る補正指令)	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	手続補正書の却下 処分 (特 § 18①)
3. に該当 (前置審査中)	特許庁長官 (特 § 17③)	請求人 (出願人)	審判請求手続の却下 処分 (特 § 18①) ※
3. に該当 (審理中)	審判長 (特 § 133②)	請求人 (出願人)	審判請求書の却下 決定 (特 § 133③)

(注) 表の 3. のときは出願審査請求料と審判請求料を合算した不足手数料を一通で補正を命じる。

※ 第三者による審査請求 (特 § 195③) のときは出願却下 (特 § 18②) となる。

5. 留意事項

拒絶査定不服審判において、審判請求と同時の補正により請求項の数が拒絶査定時の請求項の数よりも増加しており、審判請求の手数料の不足はないが出願審査請求の手数料に不足がある場合は手続補正書に対して手数料の補正を命じ、納付がないときは、手続補正書の手続却下を行う。

6. 過誤納の手数料は、納付した者からの請求により返還する (特 § 195⑩)。

過誤納の手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない (同 § 195⑫)。手数料の返還の請求は、既納手数料返還請求書の提出をもって行う (特施規 § 77、様式 75)。

(改訂 H27. 10)